天理市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

天理市長 並 河 健

天理市条例第1号

令和6年2月13日

天理市手数料条例の一部を改正する条例

天理市手数料条例(平成12年3月天理市条例第3号)の一部を次のように改 正する。

別表第2号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、 「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部 を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中第33号を第35号とし、第9 号から第32号までを2号ずつ繰り下げ、同表第8号中「による書類の閲覧」を 「による書類又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容を表 示したものを閲覧に供する事務」に、「書類1件」を「1件」に改め、同号を 同表第10号とし、同表第7号中「戸籍法」の次に「第48条第1項(同法第117条 において準用する場合を含む。)」を加え、「又は同法」を「、同法」に改め、 「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定による届

書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同号を同表第9号とし、同表中第6 号を第8号とし、第5号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

書提供用識別 符号発行手数 料

除籍電子証明 | 戸籍法第120条の3第2項の規 | 定に基づく除籍電子証明書提供 用識別符号の発行(情報通信技 術を活用した行政の推進等に関 する法律第7条第1項の規定に より同法第6条第1項に規定す る電子情報処理組織を使用する 方法により除籍電子証明書提供 用識別符号の発行を行う場合 (当該発行に係る除籍電子証明 書の請求が同項の規定により同

1件につき700円

項に規定する電子情報処理組織 を使用する方法により行われた 場合に限る。)における当該発行 及び除籍電子証明書提供用識別 符号の発行に係る除籍電子証明 書の請求を行う者が同時に当該 除籍電子証明書が証明する事項 と同一の事項を証明する除かれ た戸籍の謄本若しくは抄本又は 除籍証明書の請求を行う場合に おける当該発行を除く。)

別表第4号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、 「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部 又は一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同表第5号とし、 同表中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

料

戸籍電子証明 | 戸籍法第120条の3第2項の規 | 1件につき400円 書提供用識別 定に基づく戸籍電子証明書提供 符号発行手数 | 用識別符号の発行(情報通信技 術を活用した行政の推進等に関 する法律(平成14年法律第151 号)第7条第1項の規定により 同法第6条第1項に規定する電 子情報処理組織を使用する方法 (総務省令で定めるものに限 る。以下この号及び第6号にお いて同じ。)により戸籍電子証明 書提供用識別符号の発行を行う 場合(当該発行に係る戸籍電子 証明書の請求が同項の規定によ

り同項に規定する電子情報処理 組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該 発行及び戸籍電子証明書提供用 識別符号の発行に係る戸籍電子 証明書の請求を行う者が同時に 当該戸籍電子証明書が証明する 事項と同一の事項を証明する戸 籍の謄本若しくは抄本又は戸籍 証明書の請求を行う場合における 当該発行を除く。)

別表備考第1項中「第25号」を「第27号」に改め、同表備考第2項中「第28号」を「第30号」に改め、同表備考第3項中「第29号及び第30号」を「第31号及び第32号」に改める。

附則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。